

# 一般会計・特別会計別の予算概要

(単位：千円)

区 分	①平成18年度 通年予算額	②平成17年度 旧4町当初 予算合計額	増減比較 (①-②)		
			増減額	増減率	
一 般 会 計	19,011,935	19,789,934	△777,999	△3.9%	
国民健康保険事業特別会計	3,801,626	3,663,476	138,150	3.8%	
老人保健医療事業特別会計	5,620,226	5,442,182	178,044	3.3%	
介護保険事業特別会計	介護保険事業勘定	3,443,063	3,572,358	△129,295	△3.6%
	介護サービス事業勘定	688,719	662,290	26,429	4.0%
住宅新築資金等貸付事業特別会計	12,344	12,762	△418	△3.3%	
簡易水道事業特別会計	501,366	568,347	△66,981	△11.8%	
公共下水道事業特別会計	514,827	502,375	12,452	2.5%	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	1,355,173	1,476,654	△121,481	△8.2%	
農業集落排水事業特別会計	70,018	102,008	△31,990	△31.4%	
浄化槽設置事業特別会計	15,516	28,533	△13,017	△45.6%	
自動車学校特別会計	73,174	72,817	357	0.5%	
サイクリングターミナル事業特別会計	52,637	46,323	6,314	13.6%	
工業用水道事業特別会計	収益的収入・支出	25,195	25,263	△68	△0.3%
	資本的収入	0	0	0	0.0%
	資本的支出	4,471	10,886	△6,415	△58.9%
市民病院事業特別会計	収益的収入・支出	3,634,042	3,873,106	△239,064	△6.2%
	資本的収入	65,843	142,759	△76,916	△53.9%
	資本的支出	247,165	422,518	△175,353	△41.5%
合 計	39,071,497	40,271,832	△1,200,335	△3.0%	

※特別会計合計には、市民病院事業特別会計の資本的収入は加算していません。

## 暮らしを支える特別会計

**国民健康保険事業特別会計** 農業や自営業の方を対象に、退職者の疾病・負傷、出産、死亡に関して、必要な保険給付を行う会計です。

**老人保健医療事業特別会計** 75歳以上の方の医療費に対して、医療給付を行う会計です。

**介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定・介護サービス事業勘定)** 介護保険事業勘定は、老後の安心を社会全体で支えることを目的に、利用者の希望を尊重した総合的な介護サービスの保険給付を行う会計です。

**介護サービス事業勘定**は、姫見苑、むさし苑での施設入所サービスなどが受けられるための会計です。

**住宅新築資金等貸付事業特別会計** 同和地区の環境改善のため、住宅新築資金や住宅改修資金などの貸付を行うための会計です。現在は償還業務のみを行っています。

**簡易水道事業特別会計** 安全でおいしい水を供給できるよう、水道施設などの管理・運営等を行う会計です。

**公共下水道事業特別会計** 国東地区の都市計画区域を主に、公衆衛生の向上と公共用水域の保全のために設置された会計です。

**特定環境保全公共下水道事業特別会計** 国見・武蔵・安岐地区において、公衆衛生の向上と公共用水域の保全のために設置された会計です。

**農業集落排水事業特別会計** 安岐地区の農業集落内の公共用水域の保全と環境の

改善を図るために設置された会計です。

**浄化槽設置事業特別会計** 武蔵地区の特定環境保全公共下水道事業の排水区域内であった地域が、排水区域外に変更されたことに伴い、地域の公共用水域の保全と環境の改善を図るために設置された会計です。

**自動車学校特別会計** 国東自動車学校の管理・運営等を行う会計です。

**サイクリングターミナル事業特別会計** サイクリングターミナルにおいて、宿泊や食事あるいは自転車の貸出しを目的に設置された会計です。

**工業用水道事業特別会計** 誘致企業に工業用の水を供給するために設置された会計です。現在は、ソニーセミコンダクタ九州株に供給しています。

**市民病院事業特別会計** 地域医療機関との連携のもと、地域医療の充実を図ることを目的に設置された会計です。

## 用語解説

**市税** 皆さんから、市に納めていただいた税金(市民税・固定資産税・市たばこ税等)です。

**地方交付税** 国税五税(所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税)の中から市の規模・財源に応じて交付されるお金です。

**所得譲与税** 三位一体改革の所得税からの暫定的な税源移譲として、平成16年度に創設。地方譲与税の中に含まれています。

**国庫・県支出金** 特定の行政目的をもって、特定の事務・事業の全部又は一部に充てるために国や県から支出されるお金です。

**人件費** 職員や特別職の給与、議員及び各種委員会委員の報酬に使うお金です。

**物件費** 消耗品費、旅費、業務委託料など、消費的経費に使うお金です。

**繰出金** 国民健康保険などの特別会計への繰出金として使うお金です。

**普通建設事業費** 道路・橋梁等の整備や公共施設の増改築に要する経費として使うお金です。